不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告が令和5年10月6日になされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、公告があった日後から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、 御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

期間	対象地域名	事務停止の理由
	山元町山寺字川東、同字北頭無、同字北頭無、同字東泥沼、同字東泥沼、同字東泥沼、同字東泥沼、同字東泥沼、同字東泥沼、同字東北沼、同字東北沼、同字本生橋、同字本生橋、同字本生橋、同字本生橋、同字本生橋、同字本生橋、同字本生橋、同字本地である。 一字の各一部では、同字では、同字では、同字では、同字では、同字では、同字では、同字では、同字	土地改良事業

山元町坂元字久根、同字坂元浜、 同字大作、同字中島、同字中浜、 同字花立、同字茨田、同字道北、 同字芦合、同字芦田、同字磯作、 同字磯浜、同字磯北谷地、同字浦 向、同字塩釜場、同字下谷、同字 下木ノ岡、同字鎌沼、同字戸花山、 同字戸花東、同字後谷地、同字後 藤渕、同字荒井、同字三角、同字 習川、同字沼、同字新稲、同字新 赤川、同字新代、同字新大壇、同 字新田、同字新南谷地、同字新北 谷地、同字真加串、同字赤戸、同 字赤川、同字切立、同字川添、同 字浅空、同字大作堤下、同字大谷 地、同字中須賀、同字長沼下、同 字藤八、同字南谷地、同字二又、 同字蛭渕、同字浜、同字浜谷地、 同字北山神、同字北谷地、同字木 ノ下、同字柳橋、同字蓮、同字蓮 沼の各一部

(仙台法務局名取出張所管轄)